

# カリフォルニア大学 エクステンション アーバイン/リバーサイド校「CAP/CS-Lプログラム」出願にあたっての同意書

2019年9月現在

- 1、 申込者は、この同意書を熟読し承諾・同意の上、アプリケーションフォームに署名・サインをしていただきます。その後、ご自分の所属する日本の所属大学の留学窓口の許可を得て申請ください。
- 2、 カリフォルニア大学 エクステンション カリフォルニア アカデミック プログラム(以下CAPプログラムと言う)に申請される方は、以下の条件を満たすことが必要です。  
条件に満たない場合は、プログラムの参加をお受けできない場合があります。
  - ① 日本の協定大学の学部生であること。
  - ② 日本の協定大学から推薦を受けられること。
  - ③ TOEFL(出発日から2年以内)500点(iBT61点)またはIELTS5.5以上の英語力を有すること。(所属大学により異なります)
  - ④ 日本の所属大学において規定のGPA以上を要すること。
  - ⑤ 留学費用を負担できる経済的証明ができること。
  - ⑥ F-1ビザを取得できること。
- 3、 日本の所属大学への申請には、専用の「Application Form」(計2枚)に必要事項を記載し、必要書類を全てご用意ください。「Application Form」には、日本の所属大学のサインと推薦が必要です。また、親権者(法定代理人)の同意となる署名捺印も必要です。全ての必要書類を同封してカリフォルニア大学 エクステンション アーバイン、リバーサイド校 日本CAPオフィス(以下日本オフィスと言う)にご郵送ください。
- 4、 申込みの成立について  
申込みの成立は日本オフィスが「Application Form」を受け取った時に成立します。(UC 大学への受入許可とは異なりますのでご注意ください。)
- 5、 日本出発前のお取消しについて  
申込みの成立以降、渡米前までに申込者側の理由により(F-1ビザが取得できない、個人的な理由等も含む)キャンセルされる場合は、申請手続き費用として\$300をお支払いいただきます。プログラムに参加された場合はプログラム費用に充当され、申請手続き費用の別途請求はありません。プログラム費用は\$USにてお支払いいただきます。(振込み時期による為替損益については、参加生の責任となります。)  
なお、旅行会社との契約による航空運賃については、日本の旅行業法に基づく取消料規定、海外旅行保険については保険会社との取消料規定によります。
- 6、 留学先大学及び受入れについて  
CAPプログラムはカリフォルニア大学 アーバイン校 Division of Continuing Studies またはリバーサイド校エクステンションが運営するものです。  
どちらか希望の大学を選択していただきます。留学先受け入れについては、全ての書類を申請後、カリフォルニア大学の入学許可書(I-20)が発行され決定いたします。必要書類を提出後、必ずしも全員に入学許可がおりるとは限りませんのでご了承ください。
- 7、 希望大学について  
希望キャンパスの「Application Form」を記入して、期日までに提出してください。各校の学部授業内容、エクステンションコース及びTOEFL条件による1学期毎に受講できる学部授業の単位取得数等を十分確認し、ご自分の履修計画をたててください。
- 8、 健康診断書について  
慢性疾患をお持ちの方や、身体の不自由な方で健康上特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に詳細を記入、お申し出ください。場合によっては、医師の健康診断書を提出していただくこともございます。診断の結果によっては、現地に確認した上で、参加をお断りさせていただく場合もございます。
- 9、 入学申込み締切りについて(所属大学により、スケジュールは異なりますので、ご注意ください。)  
入学申込みは、留学ビザ(F-1)の取得等にかかる期間を考慮し、9月入学の希望者は6月中旬必着、3月末入学希望者は12月中旬必着で、必要書類全てを日本オフィスにお送りください。期限を過ぎてからの申込みは、お受けできない場合もあります。
- 10、 個人情報の取扱いについて  
日本オフィスでは、参加者の個人情報保護の重要性を十分に認識し、取扱いに関する方針を定め、以下の通り適正に取り扱いたします。
  - ① 利用目的  
本プログラム参加の申込み手続き、ハウジング手続き取次ぎのため
  - ② 収集する個人情報の種類について  
参加者の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別、その他申込書でお尋ねした情報、健康状態、ハウジング手続きのための前受け金支払いのために参加者または参加者の保護者のクレジットカード情報等
  - ③ 個人情報の第三者への提供について  
日本オフィスでは、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。  
\* 同意されている場合 \* 法令に基づく場合 \* 利用目的の達成のために必要な範囲内で業務委託先に提供する場合
- 11、 日本オフィスの業務範囲について
  - ① 日本オフィスでは、UCI/UCR を代理して本プログラムの本国への申請手続き代行、情報提供、出発前オリエンテーション等を行います。履修に関しての相談、渡米後、プログラム開始以降は各 UC エクステンションセンター CAPプログラム専用のアカデミックアドバイザーが担当します。渡米後の不明な点や確認事項はアカデミックアドバイザーにお申し出ください。
  - ② 日本オフィスでは参加者の「ハウジングアプリケーション」手続きのために、参加者または参加者の保護者のクレジットカード情報(番号、名義人、有効期限)を同意の上お伺いして、現地ハウジング業者へ取次ぎする場合があります。クレジットカード情報は、引き落とし金額を明確に提示した上で、ハウジングの手続き以外の目的には利用しません。
- 12、 保険について  
アメリカでの病気やけがでの医療費は、日本と比較するとはるかに高額となっています。CAPプログラムではカリフォルニア大学の規定により、以下の加入を条件としています。
  - ① CAPプログラムの参加者には、治療・救済者費用無制限、また賠償責任 5000万円以上の留学保険(海外旅行保険)に加入することが義務付けられています。渡米前日本オフィスが指定する旅行会社を取り次ぐ「海外旅行保険」に加入していただきます。保険加入項目は傷害、疾病治療、賠償責任、携行品損害など必須項目があります。保険金額の入った証明書は必ず持参してください。いざという時のために、日本出発前に保険金の請求から受取りまでの流れを把握して出発してください。
  - ② カリフォルニア大学の留学生は、大学の指定する包括的な疾病傷害保険(日本～アメリカ間の移動中、損害賠償は含まれていません)に加入することが義務付けられています。CAPプログラムに参加する学生は、①に記載の日本で加入する「海外旅行保険」に加入することにより、UC 保険の加入を免除されます。
- 13、 プログラム費用の支払いについて  
規定のプログラム費用は、9月プログラム開始の場合7月末まで、3月プログラム開始の場合1月末までにプログラム費用全額を日本のオフィスが指定する銀行のドル口座に US\$にてお振込みいただきます。お振込み日による為替損益については参加者自身の責任となります。(所属大学により、異なります。)

14、 FERPA(家族教育権とプライバシー法)による権利の通知  
Family Educational Right and Private Act(FERPA)は、学生の成績証明に関わるプライバシーを保護する権利を提供しています。この権利には以下のものが含まれます。

- ① **大学は依頼を受けてから 45 日以内に学生の成績を調査する権利**  
学生は教務課、学長、学部長、又はその他の職員に、調査してもらいたい成績について明記した依頼書を提出する必要があります。大学職員は面接の場を設け、成績が調査される日時について、学生に通知します。依頼書を提出された大学職員によって成績が取り扱われない場合、大学職員は依頼書を提出すべき正しい担当者を学生に伝えます。
- ② **学生が不正確で誤っているものとする成績について、修正依頼できる権利**  
学生は大学に対し、不正確で誤っているものと思われる成績記録について、修正依頼をする事が出来ます。学生は成績記録の責任を負う大学側へ書面を提出し、訂正してほしい箇所を明示し、また何故それが不正確で誤っているのか理由を明記する必要があります。大学側が学生の依頼に反し成績を修正しないと決定した場合、大学は学生に対してその決定を報告し、そして修正依頼についての公聴会を行う権利があることを伝えます。その際、公聴会の手順に関する更なる情報も、学生に伝えられます。

③ **FERPA が同意なしでの開示を認める場合を除き、成績証明に含まれる個人情報の開示に同意する権利**

同意なしで成績の開示が認められる例外として、正当な教育的見解を持つ大学職員に対する開示があります。学校職員とは、大学によって雇用された職員、管理係、監督係、教育者又は研究者、事務職などのスタッフ(法務、人事及び健康管理スタッフを含む); 大学と契約関係にある個人又は企業(弁護士、監査役、又は債権取立業者); 理事会職員; 懲戒委員や苦情処理委員会といった公的な委員に就いている学生、又は仕事として他校職員の手伝いを行う学生を指します。職員はその責任を果たすために成績証明を確認する必要がある場合は、職員は正当な教育的見解に基づき行うものとします。依頼に基づき、大学側は学生が入学を希望している他校の職員の同意が無くとも成績証明を開示します。(注: 教育機関が、依頼に基づき成績証明を転送する予定であることを年間通知書の中に明記しない限り、FERPA は当該機関に対して成績証明依頼をした学生への理にかなった通知を要求します。)

④ **FERPA の要求を満たすため、州立大学より過失と認められたアメリカ教育機関へのクレームを行う権利**

FERPA を運営する機関は:  
Family Policy Compliance Office  
U.S. Department Office 400 Maryland Avenue, SW  
Washington, D.C. 20202-5901

上記をお読み頂いた上でご同意いただき、日本出発前に FERPA 同意書にサインをしていただきます。

15、 免責事項

カリフォルニア大学各校および日本オフィスでは次のような場合、プログラム参加者に対して責任を負いません。

- ①参加者の個人的な事由、または各都道府県旅券申請窓口、アメリカ大使館の事情により旅券、査証(ビザ)が取得できなかった時。
- ②天災地変、戦乱、暴動、運送の事故、日本または外国の官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、現地滞在中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、スケジュール変更、陸海空における不慮の事故、その他不可抗力の事由により生じた事故。
- ③渡米後(入学後)は参加者個人の責任において行動していただき、留学中カリフォルニア大学各校及び日本オフィスはいかなる事故やトラブルに関して一切の責任を負いません。参加者の故意・過失、受入国の法令、公序良俗もしくは受入機関、滞在先の規則等に違反した行為により生じた責任、損害等は全て参加者個人の負担となります。またそれらの行為によりカリフォルニア大学各校が損害を受けた場合は、参加者からの損害賠償を申し受けます。

16、 参加者の責任

①留学中は各受入大学の学則を遵守していただきます。無断であるいは正当な理由なく授業を欠席したり、著しく学則に反する行為及び反社会的な行為があった場合には、プログラム参加費用などを返還することなく退学となります。その際、帰国のために新たに生じる一切

の費用は参加者の負担になります。

②カリフォルニア大学各校は留学中の参加者が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められた時は、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが各校の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該処置に要した費用は参加者負担とし、参加者は各校が指定した期日・方法で支払わなければなりません。

17、 留学中の滞在について

- ①ホームステイの住所及び学生アパートメントの部屋番号等は、出発約 1 週間前位に受入れ先より案内があります。部屋番号等滞在先の詳細は現地到着後、受け入れ機関により通知されることもあります。
- ②一度決定された受入れ家庭について、人種、宗教、職業、家族構成等を理由に変更や取消しはできません。現地でご自身の都合により変更を希望される場合は、「ハウジングアプリケーション費用」が新たにかかります。
- ③滞在先でのベッドメイキング、自分の部屋の整理整頓、掃除・洗濯等は参加者自身で責任を持って行ってください。
- ④留学中にやむを得ない事由により帰国する必要が生じた場合には、必ず受入大学、日本オフィスにその旨を連絡してからご帰国ください。その場合、新たに生じる一切の費用は参加者負担になります。
- ⑤F-1ビザ(学生ビザ)の規定により就労(アルバイト)はできません。
- ⑥大学の休暇中に自由旅行をされる場合には、旅行先、旅行日程、旅行中の連絡先を予め日本の家族に連絡しておいてください。カリフォルニア大学各校および日本オフィスでは参加者と日本の留守家庭との取次ぎや仲介は原則致しません。

18、 就学について

- ①入学時の TOEFL 等のスコア条件及び各校の規定により1学期毎に就学できる学部授業、内容、取得できる単位数の上限が異なります。参加者は各校エクステンションの所属となり、IDカードが発行されます。CAPプログラム参加者は、各エクステンションのCAPプログラム専用のアカデミックアドバイザーのもとに受講する授業の登録をします。
- ②基本的にTOEFL530(IBT71)点未満のCAP学生は第1学期において、ESL(English as a Second Language)コースの就学が義務付けられています。出願時の TOEFL スコアによる履修カレンダーは、あくまで例であり、到着後のプレシメントテストとアカデミックアドバイザーのカウンリング等を複合的に勘案し、履修内容は決定されます。
- ③参加者は各々の学期において、就業した科目に対し規定の成績を収める必要があります。成績表はA~F段階に分けられ、**各科目平均C(2.0)以上の成績を収めないで退学となり、次の学期に進むことはできません。**
- ④**学部授業の受講は、各学期で取得できる単位数の範囲で、学部生の授業に空きがあることを条件に受講が可能です。**
- ⑤学部授業の登録は各学期開始日となります。
- ⑥条件の範囲内で希望するクラスの登録、受講は可能ですが、高い英語力を必要とする科目を受講して授業についていけず、退学となってしまう場合があります。アカデミックアドバイザーとよく相談しながら無理のないスケジュール、取得単位を設定し努力しましょう。

19、 退学または途中取消しによる「プログラム費用」返金条件について  
プログラム開始以降の成績不振による退学、参加者個人の都合により退学をされる場合は、プログラム費用(US\$)から、カリフォルニア大学規定の金額を返金致します。プログラム費用以外で別途購入した「航空券」や「海外旅行保険」は、各々の規定する条件によります。

20、 裁判管轄について

本プログラムは、アメリカ合衆国 カリフォルニア州法により規定されています。本契約により発生する訴訟の裁判の管轄は、カリフォルニア州になります。

21、 その他

渡航に関する契約について  
「航空券」、「日本で加入する海外旅行保険(留学保険)」、「F-1 ビザ申請代行」等の手続きについては、株式会社 JTБ ギアレック(東京都豊島区南池袋 2-43-19 観光庁長官登録旅行業第 712 号)と参加学生との契約となります。約款、旅行条件等は別途ご確認ください。所属大学により、手配箇所が指定される場合もあります。